

平成 28 年度当初予算の考え方

(歳出の主な項目)

1. 医療給付費（療養給付費、療養費、高額療養費）

- ① 27 年度上半期までの医療給付費から 27 年度最終予算額(決算見込額)を設定
- ② 年度平均の一般被保険者数は増減 $\Delta 0.4\%$ 、退職被保険者数は $\Delta 39.0\%$ と想定
- ③ 医療給付費動向の伸びを $+1.46\%$ と想定

(医療技術高度化等による上昇分 2.3% - 診療報酬改定分 0.84% = 1.46%)

上記の前提条件に基づき、以下の式により平成 28 年度医療給付費を推計

- ①平成 27 年度決算見込額 × ②被保険者数増減率(一般 $\Delta 0.004$ 、退職 $\Delta 0.390$)
× ③医療給付費動向伸び率 $+1.0146$

2. 後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の被保険者数又は対象者数からの乗率により見込んだ 28 年度の数に想定単価を乗じて概算額を算出。これに前々年度の精算額、調整額を加減したもの。)

(歳入の主な項目)

1 国庫支出金、県支出金

(国)療養給付費等負担金、普通財政調整交付金、(県)普通財政調整交付金、特別調整交付金については、一般被保険者に係る保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）、介護納付金分、後期高齢者支援金等の対象経費から控除対象分を差し引きし、(国)療養給付費等負担金は 32% 、(国)普通財政調整交付金は 7% 、(県)普通財政調整交付金は 6% 、特別調整交付金は 1% を乗じて算出

2. 前期高齢者交付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の前期高齢者に係る医療費実績から見込んだ 28 年度の医療費概算額に前々年度の精算額、調整額を加減したもの)

3. 財源調整

歳入歳出の差、約 1 億 500 万円については、国保財政調整基金の繰入と保険税で賄うべきところであるが、国保財政調整基金の保有額に余裕があること、また、毎年 1 億円程度

の繰越金が生じており、当初予算において基金繰入措置を講じても、予算執行段階においては繰入金額の圧縮が見込めることから、28年度については財源不足額の全額を財政調整基金繰入金で補てんすることとし、1億459万9千円の繰入金を予算措置する。

※国保財政調整基金の状況

平成26年度末基金保有額	196,619,643円
平成27年度3月補正後増減見込み	△23,245,000円
平成27年度末基金保有額見込み	173,374,643円

4. 国民健康保険税率の改定、賦課限度額、保険税軽減拡大の改正

① 国民健康保険税率の改定

固定資産に係る国民健康保険税課税(資産割)を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式による課税方式に改める。

また、国民健康保険財政調整基金の保有残高、28年度予算における保険給付費等の動向等をふまえ、28年度の国民健康保険税率を減額改定する。

② 賦課限度額の改正

医療給付費分(現行52万円)と後期高齢者支援金等分(現行17万円)の賦課限度額を2万円ずつ引き上げ、合計の賦課限度額を85万円から89万円とする。

③ 保険税軽減拡大の改正

応益分(均等割、平等割)の2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げ、軽減対象者を拡大する。軽減額については、保険基盤安定制度において県3/4、町1/4の負担割合により一般会計から措置される。

上記②、③の改正については、平成28年度税制改正大綱を受け閣議決定されており、当町においては平成28年3月町議会定例会に上程予定

(歳入歳出予算総額)

上記により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,103万円(対前年度比△6,832万2千円、△1.7%)とする。

国民健康保険事業に係る制度改正、特記事項

(1) 国民健康保険税率の改定

兵庫県が策定した「財政安定化支援計画」において、標準的な保険料算定方式として、3方式(所得割・平等割・均等割)を目指す旨が記載されていること等をふまえ、固定資産に係る国民健康保険税課税(資産割)を廃止する。

また、平成 26 年度末における国民健康保険財政調整基金残高が、国が示している保有基準を約 5,000 万円上回ったこと、28 年度予算案において、診療報酬改定等により保険給付費が減少していること等をふまえ、国民健康保険税率の減額改定を行う。(1 人あたり調定額は約 8,400 円の減額見込み)

(2) 国民健康保険税の賦課限度額、軽減判定所得算定方法の見直し

閣議決定された税制改革大綱に基づき、国民健康保険税の賦課限度額について、医療分は 54 万円(現行 52 万円)、後期高齢者支援金等分は 19 万円(現行 17 万円)にそれぞれ引き上げる。この結果、国民健康保険税全体の賦課限度額は 89 万円(現行 85 万円)となる。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置対象を拡大するため、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

(3) 特定保健指導実施方法の見直し

特定健診の結果、支援が必要とされた方に対して行う特定保健指導について、現在は姫路市医師会に委託して実施しているが、28 年度より嘱託保健師 1 名を雇用し、町の直営事業として実施する。

直営化することにより、利用者のニーズに応じて柔軟に事業内容を見直すことが可能となるとともに、実施日時についても町の判断で設定できることから、利用者にとってより参加しやすいスケジュールを組むこと等により、対象者が保健指導を受けやすい環境を整える。